

会議録

付 属 機 関 又 は 会 議 体 の 名 称	豊島区男女共同参画苦情処理委員 平成29年度第1回会議
事 務 局 (担 当 課)	男女平等推進センター
開 催 日 時	平成29年5月23日(火) 午後2時30分～4時
開 催 場 所	エポック10 研修室1
出席者	委 員 西本 政司、笹川 麻利恵 男女平等推進センター所長
	事務局 男女平等推進係長、男女平等推進担当
会 議 公 開 の 可 否	公開・ 非公開 ・一部公開
非 公 開 ・ 一 部 公 開 の 場 合 は そ の 理 由	個人に関する情報を取り扱うため
会 議 次 第	<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 苦情申出書について <ol style="list-style-type: none"> ①申出内容の確認 2. 国民健康保険制度について <ol style="list-style-type: none"> ①世帯主が支払義務者、通知宛先であることの根拠（資料1） ②擬制世帯について（資料2） 3. 要件審査・調査開始の是非について <ol style="list-style-type: none"> ①苦情処理の仕組み（参考：資料3） ②要件審査・調査開始の是非（参考：資料4） ③苦情処理専門調査員の調査の扱い ④申出者との面談の必要性 4. 今後のスケジュールについて
<p>1. 苦情申出書について</p> <p><議題1-①> 申出内容の確認</p> <p>事務局 苦情等申出書に基づき説明</p> <p>申出者は、一人ひとりの人権を守るために、申請をした世帯の分だけではなく基本的な仕組みとして、誰の保険料かわかるように通知してほしいと主張している。</p> <p>2. 国民健康保険制度について</p> <p><議題2-①> 世帯主が支払い義務者、通知宛先であることの根拠（資料1）</p> <p>事務局 資料1に基づき説明</p> <p>委員 申出者によると、自治体によっては宛先を変更して運用しているとのことだが、事実関係は明らかになっているのか。</p> <p>事務局 宛先は通常通り世帯主名で、そこに加入者名を併記するという運用を行っている自治体があるということは厚生労働省に確認をした。しかし、具体的にどこの自治体かは厚生労働省も把握していないとのことである。</p> <p><議題2-②> 擬制世帯について（資料2）</p> <p>事務局 資料2に基づき説明</p> <p>委員 加入者(世帯員)が世帯主になるための申請は可能か。</p> <p>事務局 厚生労働省保険局長通知による手続を踏めば可能だが、擬制世帯主になることができるのは世帯員のうち1人だけである。</p>	

委員	この申請が認められた世帯はどの程度あるか。
事務局	豊島区では厚生労働省保険局長通知発出より現在までで1世帯である。
<議題3-①>	苦情処理の仕組み（参考：資料3）
事務局	資料3に基づき説明
<議題3-②>	要件審査・調査開始の是非（参考：資料4）
事務局	資料4に基づき説明
委員	今回の申し出内容が男女共同参画の推進に影響を及ぼすのかが論点である。 影響を及ぼす可能性があるとするれば、実質的に世帯主は男性であることが多い実態を捉えると、世帯主に対する一律的な運用が女性の権利を侵害しているという点が挙げられる。細かく議論すれば、世帯主の問題から始まり、夫宛てに郵送物が届くことで妻がそれを知らない状態が起こりうるということは、事実上男女の取り扱いの差異になるのではないかと捉えることもできる。
委員	加入者ではなく世帯主に届く通知を実際受け取ったときに男女共同参画ではないと感じる可能性があるという点で、夫婦別姓や男女別名簿の問題と類似している。
委員	苦情処理委員としては、世帯主宛に送付されている点を関連付けたという内容の注釈をつけて調査開始とすることは可能か。
事務局	可能である。
<議題3-③>	苦情処理専門調査員の調査の扱い
事務局	今回は事務局が調査を行う。
<議題3-④>	申出者との面談の必要性について
委員	現時点では必要ないと考える。
<議題4>	今後のスケジュールについて
事務局	申出者に対し、調査開始通知書を送付する。東京23区に対し、通知の表記方法、擬制世帯主変更申請件数、申請の周知の有無等の調査を行う。豊島区国民健康保険課に対し、平成30年度からの国民健康保険広域化について確認する。 6月22日の男女共同参画推進委員会で、苦情申し出があったことを報告する。 7月11日の男女共同参画推進会議で、苦情処理委員の平成29年度7月1日以降の委嘱を行う予定だが、委嘱状は郵送させていただく。 第2回苦情処理委員会は6月27日（火）15時から16時30分とする。
<その他>	苦情に対する措置状況報告（平成28年3月1日付第2号の件）
事務局	28豊男女発第499号措置報告書に基づき説明。平成29年度から全ての豊島区立小・中学校の入学式・卒業式では男女混合名簿を使用する。
会議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情申し出の要件充足を認め、調査開始する。 ・東京23区に、通知の表記方法、擬制世帯主変更申請件数、申請の周知の有無等の調査を行う。 ・6月22日の男女共同参画推進委員会で、苦情申し出があったことを報告する。
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯主が支払い義務者、通知先であることの根拠法令 (2) 東京都国民健康保険ハンドブック（平成29年度版）抜粋 (3) 苦情処理の仕組み (4) 豊島区男女共同参画苦情処理委員制度に基づく申出等に関する事務処理要領